

「適正な電力取引についての指針」改定案 新旧対照表

改定案	現 行
<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 小売供給</p> <p>① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>i～vi (略)</p> <p>vii 不当な違約金・精算金の徴収等</p> <p>需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る違約金・清算金の設定をどのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。</p> <p>しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、例え</p>	<p>第一部 適正な電力取引についての指針の必要性と構成</p> <p>1・2 (略)</p> <p>第二部 適正な電力取引についての指針</p> <p>I 小売分野における適正な電力取引の在り方</p> <p>1 考え方</p> <p>(略)</p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) 小売供給</p> <p>① 小売料金の設定及び小売供給に関する行為</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</p> <p>i～vi (略)</p> <p>vii 不当な違約金・精算金の徴収</p> <p>需要家との契約期間の設定や契約期間中における解約に係る違約金・清算金の設定をどのように行うかは、原則として事業者の自主的な経営判断に委ねられている。</p> <p>しかしながら、区域において一般電気事業者であった小売電気事業者が、例え</p>

改 定 案	現 行
<p>ば以下のような行為を行うことは、需要家が当該小売電気事業者との契約を実質的に解約できず、他の小売電気事業者との取引を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）</p> <p>○ 特定期間の取引を条件として料金が安くなる契約において、当該契約期間内に需要家が解約する場合に、不当に高い違約金・清算金（注）を徴収すること。 （注）不当に高い違約金・清算金であるかどうかは、需要家が解約までに享受した割引総額、当該解約による区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。</p> <p>○ 需要家との間で付随契約（例えば、週末の料金を安くする特約等）を締結する際、主契約と異なる時期に一方的に契約更改時期を設定することにより、当該需要家が他の小売電気事業者とに契約を切り替える場合に違約金・清算金を支払わざるを得なくさせること。</p> <p><u>○ 小売電気事業者が、需要家との間で、複数の需要場所への小売供給を条件として電気料金の割引を行うことを約する契約（以下「包括契約」という。）を締結するに当たり、需要家に対し、不当に、他の小売電気事業者との小売供給契約に切り替えると金銭的負担が生じるような取引条件（需要家が包括契約の期間中に各需要場所向け小売供給契約を一つでも中途解約する場合は全ての需要場所について、契約開始から中途解約までの間に割り引いた額の全額を返戻させる旨の条件等）を課すこと。</u></p>	<p>ば以下のような行為を行うことは、需要家が当該小売電気事業者との契約を実質的に解約できず、他の小売電気事業者との取引を断念せざるを得なくさせるおそれがあることから、独占禁止法上違法となるおそれがある（私的独占、拘束条件付取引、排他条件付取引、取引妨害等）</p> <p>○ 特定期間の取引を条件として料金が安くなる契約において、当該契約期間内に需要家が解約する場合に、不当に高い違約金・清算金（注）を徴収すること。 （注）不当に高い違約金・清算金であるかどうかは、需要家が解約までに享受した割引総額、当該解約による区域において一般電気事業者であった小売電気事業者の収支への影響の程度、割引額の設定根拠等を勘案して判断される。</p> <p>○ 需要家との間で付随契約（例えば、週末の料金を安くする特約等）を締結する際、主契約と異なる時期に一方的に契約更改時期を設定することにより、当該需要家が他の小売電気事業者とに契約を切り替える場合に違約金・清算金を支払わざるを得なくさせること。</p> <p><u>（新設）</u></p>
<p>viii～x （略）</p>	<p>viii～x （略）</p>
<p>② （略）</p>	<p>② （略）</p>
<p>（2） （略）</p>	<p>（2） （略）</p>
<p>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</p>	<p>II 卸売分野における適正な電力取引の在り方</p>
<p>1 考え方</p>	<p>1 考え方</p>

改 定 案	現 行
<p>(略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 需給調整市場の透明性</p> <p><u>需給調整市場は、一般送配電事業者が供給区域内の需給バランス・周波数調整を行うために必要な調整力を、区域をまたいで全国的に調達し運用するための仕組みである。需給調整市場の開設により、調整力の分野においても区域を越えた発電事業者等の競争が発生し、それを通じて、全国大のメリットオーダーに基づく最適な調整力の調達、運用が実現することが期待される。</u></p> <p><u>需給調整市場における公正かつ有効な競争を通じ、調整力の価格がコストや需給状況を適切に反映したものとなることは、調整力の適切な運用を確保する上で極めて重要であり、また、令和4年度以降は調整力の限界的な kWh 価格をインバランス料金に引用することから、インバランス料金の公正性という観点からも重要である。</u></p> <p><u>しかしながら、需給調整市場においては、当面、以下の理由から、競争が限定的となる場合が多く発生すると考えられる。</u></p> <p>○ <u>いくつかの地域間連系線において、高い頻度で空き容量がない状況が発生すると見込まれ、その場合には、市場分断が発生すること。</u></p> <p>○ <u>現状、各区域において調整力を提供する事業者が限定されているため、市場分断が発生した場合には、競争が限定的な区域が発生すること。</u></p> <p><u>したがって、需給調整市場の適正な価格形成を確保するため、需給調整市場において相場操縦を行うことは電気事業法上問題となり得ることを明らかにする。</u></p> <p><u>また、市場支配力を有する可能性の高い事業者においては、適正な価格形成をより確実に確保するため、競争的な市場であった場合に合理的となる行動を常にとるよう配慮することが適当である。</u></p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p>(5) 需給調整市場の透明性</p> <p>ア 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為</p>	<p>(略)</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>2 公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為</p> <p>(1) ~ (4) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改 定 案	現 行
<p><u>需給調整市場における適正な価格形成を確保する観点から、市場相場を人為的に操作する行為を確実に防止することが重要であり、各事業者は、調整力の応札価格及び調整電力量料金に適用する単価の登録においては、競争的な市場において合理的な行動となる価格で入札（登録）を行うことが望ましい。</u></p> <p><u>なお、その詳細については、需給調整市場ガイドラインを参考とすること。</u></p> <p>イ <u>公正かつ有効な競争の観点から問題となる行為</u></p> <p>○ <u>相場操縦</u></p> <p><u>需給調整市場における適正な価格形成を確保する観点から、以下に掲げるような市場相場を人為的に操作する行為は、電気事業法に基づく業務改善命令や業務改善勧告の対象となり得る。</u></p> <p>① <u>市場相場を変動させることを目的として市場相場に重大な影響をもたらす取引を実行すること又は実行しないこと。具体的には以下のものがある。</u></p> <p><u>(a) 市場分断の傾向の分析や事前に入手した地域間連系線の点検情報等により、市場分断が起こることを予測した上で、継続的高値での入札（下げ調整の場合は、継続的安値での入札）や売惜しみ等を行って市場相場を変動させること</u></p> <p><u>(b) インバランス料金その他電力に関係した取引を自己に有利なものとすることを目的として、取引価格の高値又は安値誘導により市場相場を変動させること</u></p> <p><u>(c) その他意図的に市場相場を変動させること（例えば、本来の需給関係では合理的に説明することができない水準の価格につり上げる（下げ調整の場合は、つり下げる）ため売惜しみをすること）</u></p> <p>② <u>市場相場を変動させることを目的として需給調整市場の需給・価格について誤解を生じさせるような情報を広めること。</u></p> <p>Ⅲ～Ⅴ （略）</p> <p><u>附則 本指針の適用</u></p> <p><u>令和3年●月●日の改定後の本指針は、同日から適用する。</u></p>	<p>Ⅲ～Ⅴ （略）</p> <p><u>附則 本指針の適用</u></p> <p><u>令和2年10月7日の改定後の本指針は、同日から適用する。ただし、第二部のⅡの2（3）イの①及び②の改定については、令和2年10月12日から適用する。</u></p>

改 定 案	現 行